

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 217 号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2舞台設備の項中

円
500
2,600
500

を

円
510
2,670
510

に、

1,000
500
400
400
900
400

を

1,020
510
410
410
920
410

に、

600
400
1,700
9,200

を

610
410
1,740
9,460

に改め、同表音響設備の

項中

1,700
2,000
4,000
900
1,000
1,000
1,000
1,000
1,000
1,000
4,600
3,000
4,600

を

1,740
2,050
4,110
920
1,020
1,020
1,020
1,020
1,020
1,020
4,730
3,080
4,730

に改め、同表映写設備の項中

16ミリ映写機	イベントホール用	1	台	6,100	を
	その他の施設用			2,300	
スクリーン	イベントホール用	1	張り	3,000	

	会議室用		1,200
スライドプロジェクター	1	台	1,700
オーバーヘッドプロジェクター			1,700

スクリーン	イベントホール用	1	張	り	3,080	に、
	会議室用				1,230	

6,300
6,300
1,700
1,700
1,700
3,000

を

6,480
6,480
1,740
1,740
1,740
3,080

に改め、同表照明設備の項中

600
500
3,000
1,700
1,700
400
400
3,000
9,200

610
510
3,080
1,740
1,740
410
410
3,080
9,460

を

に改め、同表ピアノの項中

21,900
2,800

を

22,520
2,880

に

改め、同表スポーツ設備の項中

400
900

を

410
920

に、「1,800」

を「1,850」に改め、同表その他の項中

3,200
700
400
6,900
4,300

を

3,290
720
410
7,090
4,420

に改

め、同表備考2中「当該金額が100円未満であるときはこれを100円とし」を削り、

「に100円」を「に10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)